

平成21年8月28日

平成21年 第8回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成21年第8回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成21年8月28日（金曜日）午後2時00分～午後2時43分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 窪田きく江
兼体育課長

学校教育部 今城 徹 建築課長兼
参事兼 教育施設担当 堂垣隆志
指導室長 副参事

学校教育課長 下平一紀 給食課長 猿橋壽一

統括指導主事 布宮英明 社会教育課長 高杉春行

中央公民館長 長島孝夫 中央図書館長 松井 悟

6. 書 記

庶務係長 尾又斉夫 主 事 谷本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第30号議案 給食費の還付起算日の変更について（答申）

第5 第31号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則

第6 その他報告事項 （1）平成20年度東大和市学校給食会計決算の報告について

（2）東大和市体育施設等の指定管理業務に関する仮基本協定書の締結について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成21年第8回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、武石委員にお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

○佐久間教育長 それでは、平成21年7月22日から平成21年8月23日の間の諸務報告を申し上げます。

平成21年7月22日、青少年問題協議会に出席いたしました。今回の協議会では、新しく委員になられた方への委嘱状をお渡ししたこと、東大和市の防犯対策について意見交換、それから東大和市警察署による警察署管内における青少年の動向等が話されました。

7月23日、東京都市教育長会主催の講演会を聴講いたしました。講演は、作家浅田次郎氏による「カキョというお受験」というものであります。

同日、教育委員と公立小・中学校PTA連合協議会との懇談会に出席いたしました。7つのテーマにわたり話し合われました。

7月27日及び7月28日、三市教職員宿泊研修会に出席いたしました。この宿泊研修は、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、3市の教職員対象の研修でありまして、毎年幹事市を持ち回りで行っています。今年は当市が幹事市となり、行いました。2つの講演と12の分科会が行われ、約200人の教職員が参加されました。場所は、多摩市にあります東京厚生年金健康づくりセンター、ウェルサンピア多摩で行われました。

7月29日、学校給食センター運営委員会に出席いたしました。平成20年度学校給食会計決算報告、給食費の還付起算日の変更等について協議されました。

8月5日、東京都市教育長会定例会に出席いたしました。平成22年度東京都予

算編成に対する要望事項等について協議いたしました。

8月6日、東京都教育長及び東京都環境局長と市理事者との懇談に出席いたしました。東京都の教育長及び環境局長が当市に来庁されまして、東京都から主に校庭の芝生化について事業の推進に努めてほしい旨の要望がありました。

8月7日、教育委員懇談会に出席いたしました。

8月9日、文部科学省の「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーンのキャラバン隊活動を見学いたしました。この活動は、主として小学生向きのものでありまして、上仲原公園で行っていた朝のラジオ体操に参加した小学生を対象に行われました。

同日、武蔵野美術大学大学生と中学生、高校生による美術展を見学いたしました。武蔵野美術大学が企画したもので、大学生の作品、当市を含めた周辺市の中学生、高校生の美術作品が展示され、特に大学生の作品は大学生による解説が行われました。会場は第二中学校でした。

8月14日、平和市民のつどいに出席いたしました。当日は、東大和市少年少女合唱団の歌、それから国立音楽大学学生によるクラリネットの演奏がありました。約350人の市民が参加されました。

8月21日、定例校長会に出席いたしました。私からは、2学期の滑り出しが順調にいくように、それから新型インフルエンザに対して警戒を緩めないでいただきたいこと、それから児童・生徒の個人情報の管理の徹底についてお願いいたしました。

8月22日及び23日両日、市民に対する市の財政状況説明会に出席いたしました。22日は奈良橋市民センターで、23日は南街市民センターで行われました。両会場合わせて170人の市民が参加されました。

8月23日、三市中学校対抗陸上競技大会開会式に出席いたしました。優勝したのは、昨年と同様、東大和第四中学校でありました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようでしたら、私のほうから1点ですが、8月6日に都の教育長と環境局長がお見えになったそうですけれども、こういう立場の方が区市町村に直接訪れるというようなことは、しょっちゅうあるものなんですか。

○阿部学校教育部長 市の理事者に対して、都政の大きな課題ですとか、そういう内容について直接ご説明という機会は、私の知る限りでも幾つかあろうかと思えます。ただ、そろってということで、大変東京都としても大きい重要な課題だということで、今回市の理事者に直接訪問されてご説明をいただいたんだと認識しております。

○佐久間教育長 あと、もう一つは、今回第四小学校と第七小学校が、芝生化についてスタートというか少し足を踏み出していただきました。そういうこともあって、東京都から、それで取り組んだので来られたということもあるというふうに思われます。

○鈴木委員長 わかりました。

では、次に進ませていただきます。

◎日程第3 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第9号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について）、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第9号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、平成21年8月5日付で人事異動の発令がございまして、前回の教育委員会にお諮りすることができませんでしたので、事務の臨時代理をさせていただき、今回の教育委員会にご報告申し上げ、ご承認いただくものであります。

内容といたしましては、社会教育課の戸所保課長が市長部局に出向いたしました。これに伴いまして、教育委員会内部の異動といたしまして、社会教育部の窪田きく江部長が社会教育部長兼体育課長事務取扱ということになりました。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第9号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について）、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第9号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について）、本件を承認と決めます。

社会教育部長は兼務で大変かと思いますが、よろしくお祈いします。

◎日程第4 第30号議案 給食費の還付起算日の変更について（答申）

○鈴木委員長 日程第4、第30号議案 給食費の還付起算日の変更について（答申）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第30号議案 給食費の還付起算日の変更について（答申）につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づきまして、平成21年7月29日付で、教育委員会から学校給食センター運営委員会に対し諮問していただき、同日付で答申をいただいたものであります。

答申内容は、給食の還付起算日の変更につきましては、原案どおりとなっておりますので、よろしくお祈いいたします。

なお、学校給食センター運営委員会が出されたご意見等につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお祈い申し上げます。

○阿部学校教育部長 学校給食センター運営委員会におきまして、3名の委員の方からご発言がございましたので、ここでご紹介いたします。

まず、学校長の発言でございますが、今回の改正に賛成である。現行、「翌日から」というところを、改正後「6日間」ということで、以前よりも大変よく

なった。

また、保護者に休んだ分を返すのは親切な考え方ではあるが、給食費を1食1食で考えるのではなくて、もう少し大きな目でとらえて、例えば1年間トータルで考える視点も必要であるというようなご発言がありました。

別の学校長からは次のような発言がありました。事務局から、改正の施行日を9月1日にしたいという説明をいたしましたところ、周知期間を十分確保した上で実施に移してほしいというご意見がありました。また、PTAの会長からも周知期間について同様のご意見がありました。このため、委員のご意見を尊重いたしまして、改正の施行日を9月24日にいたしたいと考えております。

本日、この議題をご承認いただいた後、規則の改正を交付いたしまして、学校を通じて保護者の方々へ文書を配付するのを初め、市のホームページ、あるいは学校給食だよりで周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第30号議案 給食費の還付起算日の変更について(答申)について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第30号議案 給食費の還付起算日の変更について(答申)、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第31号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第5、第31号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、ただいま第30号議案で答申にご承認いただきました給食費の還付起算日の変更に基づいて、東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。

第4条第2項は、伝染性疾患により給食を食さない日が生じた場合についてありますが、「生じた」を「、引き続き5日を超えた」に改めます。第5号は、学級閉鎖により給食を実施しない日が生じた場合についてありますが、「学級閉鎖」の次に、「または学校閉鎖」を加え、「生じた」を「、引き続き5日を超えた」に改めるものであります。

附則であります。この規則の施行日を平成21年9月24日とするものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第31号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第31号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第6、その他報告事項を行います。

報告事項1、平成20年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

○猿橋給食課長 報告いたします。

平成20年度東大和市学校給食会計の決算につきましては、東大和市の学校給食センター給食費に関する監査事務要綱の第4条に基づきまして、給食費の経理について執行状況等の適正を期するため、毎回、年度終了後速やかに監査を実施するものというものでございますが、この第4条に基づきまして、第三小学校の校長先生と第一小学校のPTA会長さんのお二人で平成20年度東大和市学校給食会計収入支出について監査をした結果、適正に執行され、かつ帳簿・書類とも誤りのなかったことを認めますというようなお話をいただきました。

そして、その後7月29日の学校給食運営委員会にこれを提出いたしまして、ご承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

○小泉委員 少し説明を2つほどお願いいたしたいと思います。

まず、この1ページのところですが、収入の部、補正予算額が640万ほど減っておりますが、ここのところの説明と。それとあと、平成19年度の繰越金が560万くらいでしょうか。そして、ここでの次年度への繰越金がほぼ1,000万くらいということで、繰越額に大きな差があるので、何かご努力、工夫等していただけたのかどうか、この2点お伺いいたします。

○猿橋給食課長 1点目の補正額につきましては、当初稼働日というものを予定で設定しておりまして、最終的には稼働日が少なくなった関係で減額補正をいたしました。

そして2点目の繰越金の額でございますけれども、平成19年度の決算で約500万円の繰越金がありました。その後、経理が進行していく中で、去年は食材費の高騰がございまして、それに対応するために栄養士等々の中でもいろいろと工夫をしていただいたんですけれども、結果的にそれが工夫した中で、数字的に結果的に余裕というんですか、剰余金みたいな形で残った関係がございまして、それと合わせまして繰り越しの金額が多くなりましたということが一つあります。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○小泉委員 たくさん繰越金があったということで、また次の年度が少しはやりやすくなって、いい給食を食されるといいなと願っております。よろしくどうぞお

願いたします。

○阿部学校教育部長 1点だけ補足でございますが、繰越金の関係でございます。

確かに、大変前年度は小麦粉等を初め食材が高騰しておりまして、私のほうからも、預かった給食費の中でメニューを考えて、途中で値上げとか不足ということがないように願いたしますということで、何度となく無理な願もしてまいりました。

その中で、一つ大きな影響があったかなと思うのは、主食費の中では、小麦粉を使うパンが高うございましたし、また国からも米飯、米をもっと子どもたちに食べてもらうというようなこともございましたので、毎日のメニューの中でもパンからお米へという流れをやっておりまして、その積み重ねも今回の繰越金の額には影響しているかと思えます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございせんか。

○土田委員 すみません、言葉の説明をお願いしたいんですが、「調定額」というのはどういうことから出てくる数字なのかということと、不納決算額ということで16万5,000円ばかり落としてありますが、これはどういうことから起こったことなのかということについて説明をしてもらえればと思えます。

○猿橋給食課長 調定額につきましては私ども、この給食会計、私会計ではありますけれども、地方公共団体と同じような会計をしておるものですから、調定を内部的な意思決定による歳入というようなとらえ方をしていまして、これを調定という言葉を使っております。

○佐久間教育長 調定額というのは、調査決定額というものの略でありまして、したがいまして何食売ったから何百円入りますよ、300円掛けると100食だと3万円になる、それが入るべきお金ということで、調査決定した額が調定額というふうになります。

それで、いただくお金が例えば3万円のうち2万5,000円ぐらいになりますと、5,000円だけ入らなくなります。それが翌年度へ繰り越されて、不納欠損というのは5年経ちますと、その権利をあきらめてそこはもらえないというのが決まります。それが不納欠損額というふうに言われます。

○土田委員 ここへ計上されているのは5年まで。

○佐久間教育長 大体5年……2年なんです。2年経ってしまいますとただけな

くなりますので、会計から落としていくということになります。でないと、ずっと貸し越しが増えちゃいますので、それが調定額とそれから収入額と2年後の不納欠損ということです。

○土田委員 これは収入済額から不納欠損額と収入未済額を引いたものが調定額になっていますね。

○佐久間教育長 調定額があつて、それが一番大きいですね。それから、収入額とその年度に入らない額もあります。それから、前年度にやっぱり調定額として調査決定した額がまず残っていきますから、それは一応税とかでいうと未納になりますね、その額。それで2年後に出すと、それを今度は帳簿から落とすという不納欠損にしますので、一概にそこだけで足したり引いたりというのではなく、前年度以降のもかかってきますので、単年度だけではなかなか決めかねないですね。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

○小泉委員 給食費の未納に関してですが、3ページ、4ページでしょうか、例えば4ページのところで見ますと、平成19年度の未収入率、結構100%の学校が何校もあるかなと思います。それが、平成20年度になると100%の学校はなくなりましたが、ほぼ100%に近い収入率かなと思って拝見しました。恐らく、職員の皆様方、あと学校の努力でこれだけの高い数字を上げてくださったのだと思っております。

金額にすれば、それほど安い金額ではないものが未収入にはなっているんですけども、その努力に対して本当にありがたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○阿部学校教育部長 ただいまご指摘がありましたように、今回100%という数字はございませんでしたが、それぞれ99.数%ということで、比率的には限りなく未納が少ないというような状況になっています。今、委員さんからお話がありましたように、学校、給食課、また保護者の方の意識、そういうものが功を奏しているんだと思います。現に、そうは言っても収入未済額がございますので、これから時間をかけましてお願いをして、こちらが収入ができるようにこれからも努力していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

なければ、私のほうからも感想ですけれども、小泉委員からもお話ありましたが、4ページと5ページの19年度と18年度の給食費収入明細表の収入率ですけれども、100%の学校がこんなにあるということは、私は驚くべき数字だと思うんです。本当に小泉委員からお話があったように、学校とセンターの努力には感謝をしたいと思いますので、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

それで1点ですけれども、納入しない家庭が小・中見ると同じ地域に重なっているような気がする。簡単にいうと、一小と一中に、一小の子どもが一中に行っているわけですから、一小の未納の家庭が一中へ行っても未納なのかもしれないなというふうに読み取れたわけですので、その辺はまた神経を使って、早目早目に督促をしたり何かうまい方法を考えたりして、率を上げていただけるとありがたいかと思しますので、よろしくお願いをします。

ほか、よろしいですか。

質疑を終了いたします。

報告事項2、東大和市体育施設等の指定管理業務に関する仮基本協定書の締結について、本件の報告をお願いいたします。

○窪田社会教育部長兼体育課長 それでは、東大和市体育施設等の指定管理業務に関する基本協定書の締結についてご報告申し上げます。

第7回教育委員会定例会でご承認いただきました、東大和市体育施設等の指定管理者候補のシンコースポーツ・フクシエンタープライズ共同事業体と仮基本協定書の締結をいたしますので、ご報告するものでございます。

なお、第3回東大和市議会定例会で指定管理者として承認をいただきました後に、この仮基本協定書と同じ内容で正式に協定書を締結する予定となっております。

それでは、仮基本協定書の内容について概要をご説明いたします。

第1章でございますが、総則で、本協定の目的、指定管理者を指定することの意義、用語の定義を規定しております。

第2章は、市教育委員会と指定管理者の業務の範囲の規定と、業務の要求水準の変更は双方協議して決定するということを規定しております。

第3章でございますが、本業務の実施で、協定書、年度協定書、基本事業計画書、または年度事業計画書等の示された水準であることの明記と、緊急災害時の対応、情報の管理、あるいは情報公開等を規定してございます。

第4章につきましては、備品の扱いについての規定でございます。

第5章は、業務実施にかかる市の確認事項で、指定管理者に事業報告書の提出を義務づけております。

第6章は、指定管理委託料についての規定で、第7章は、リスク分担について明確にしたものでございます。

第8章は、指定期間満了の際の引き継ぎや備品の取り扱いについて明記したものでございます。

第9章は、指定期間満了以前の取り消しの規定で、第10章は、その他としてございまして、第1章から第9章までに当てはまらない項目について明記してございます。

最後のページの仮協定年月日でございまして、21年8月31日を予定しております。

また、協定書締結者の甲といたしまして、東大和市長と東大和市教育委員会委員長を列記してございますが、これにつきましては指定管理に移行する体育施設等は教育委員会が管理運営をしておりますが、施設が市の施設であること、また指定管理委託料の額が教育委員会に委任された額を超えているということなどの理由で、東大和市長、教育委員会の双方を甲としてございます。乙につきましては、先ほどご説明いたしましたシンコースポーツ・フクシエンタープライズ共同事業体の代表者となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ないようですから、私のほうから2点、先にお願ひします。

2ページの下から2行目にかかる、この「目的外使用許可」というのはどういう活動が想定されるのかということが1つ。

それから2つ目、4ページ、これも下から2行目、(5)「利用者の意見、要望等」これがあって、例えば他の民間の水泳プールなんか使わせていただくと、お気づきの点がございましたら事務室へ申し出てくださいますとか、このノートにお書きくださいとかということが大体備えつけられてある。ところが、公共の場合はそういうのを見ていると滅多にないので、今の時代はそういうことが必要なんじゃないかと思って、前から考えていたんですけども、民託になればこういう

ような姿勢というか、そういう手だてを常設してやっていただいたほうがいいと思うんですが、そういうような配慮を含んでいるのかどうかということをお聞きしたいんです。

以上2点です。

○窪田社会教育部長兼体育課長 それでは、2ページ目の下のほうの体育施設等の目的外使用許可でございますが、わかりやすく言いますと、例えば市民体育館の1階のロビー左側のほうに、飲み物の自動販売機が置いてございます。本来、体育施設等は健康増進等のスポーツをするための施設でございますが、自動販売機の設置は本来の体育館使用の目的ではないということです。そういうものを設置する場合を、目的外使用というふうに想定してございます。

現在、体育施設等の中にございますのは、体育館の中にあります自動販売機と、桜が丘市民広場の中にやはり同じような自動販売機が置いてございます。現在想定しているものはそういうものでございます。

それから、指定管理者に移行した場合ですが、指定管理者のほうで例えば体育館の中ではなくシューズとか、シャワーを浴びるときに使うようなタオルとか、あるいはウェア等を販売をすることも考えられますので、そういう場合も販売をするための施設ではございませんので、その場合は市のほうに申請をしていただき、目的外使用ということで市のほうで許可をした場合のみ販売ができるということでございます。

2点目の4ページの利用者の意見、要望等ということでございますが、今委員長のおっしゃった民間の施設では、要望等を述べることができるノートの設置等が確かにあると思います。現在、体育館のほうでもそういうものはございませんが、今後指定管理者に移行した後、そういうノートを常時気楽に書けるように設置していただけるようにというような要望は、指定管理者さんとは話し合いを試みたいと思います。

ここで言います意見、要望と言いますのは、ノートということはそこまでは考えておりませんでした。例えば直接そういう趣旨としては同じですね、ノートではなく口頭なり文書なりで、指定管理者に要望があったものについて明らかにする、公表するというものでございます。

以上です。

○鈴木委員長 目的外使用について、読み方が足りないのかもしれませんが、

もう1点、例えば選挙開票業務なんていうのを体育館でやるのは、この中でどこに入っているんですか。

○窪田社会教育部長兼体育課長 この仮基本協定書の中ではございませんが、市の募集要項の掲載の中で、選挙の開票、あるいは災害時の本部というようなことで、その場合はその業務のほうを優先するということの明文をさせていただきます。それに基づいております。

目的外使用というふうな許可という形ではしてございません。体育館は市の施設でございますので、市が正式にいうと教育委員会が目的外使用の許可書を交付しなければいけないのかもしれませんが、それは同じ市の中ですのでその手続を省略させていただいて、多分教育委員会から依頼が来ているのではないかと思います。そういう形で現在は使用いたしております。指定管理者に移行した場合には、文書で依頼をするとか、そういう手続をとるようになるかとは考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、ないようですので、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第8回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時43分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 武石 修一郎